

議案参考資料

[令和2年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

人 事 課 研修厚生担当

議案名

議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、条例中の文言整理を行おうとするものです。

概 要

公務災害補償について、現行条例には「報酬」を支給される職員の規定しかありませんが、フルタイム会計年度任用職員が「給料」を支給されることとなるため、「給料」を支給される職員の規定を加えるものです。

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日より施行されます。

この改正で、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(フルタイム会計年度任用職員)については常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことから、本条例に「給料」を支給される職員の規定を加えるものです。